

国土交通省 国土政策局
令和8年度 都道府県管理構想・市町村管理構想・地域管理構想に係る
国の職員による伴走支援 応募要領

都道府県管理構想・市町村管理構想・地域管理構想に係る国の職員による伴走支援について、以下のとおり応募を受け付けます。要領を御確認いただき、応募様式に必要な事項を御記入の上、御応募ください。

1. 背景・目的

人口減少下における国土の管理水準の低下が今後取り組むべき主要な課題として「第六次国土利用計画（全国計画）」に位置付けられていることを踏まえ、人口減少下における適切な国土管理のあり方を示す「国土の管理構想」（令和3年6月）に基づき、現状把握と将来予測をもとに、国土の利用・管理と地域づくりを一体的に検討し、土地の管理の方向性を示す「都道府県管理構想（策定主体：都道府県）」「市町村管理構想（策定主体：市町村）」「地域管理構想（策定主体：地域）」の取組を推進しています。

このため、国土交通省では、都道府県・市町村・地域が取り組んでいる、もしくはこれから取り組もうとする管理構想の取組を支援することを目的として、国（国土管理企画室）の職員による伴走支援の応募を受け付けています。

採択された自治体については、国土交通省国土政策局と連携して、管理構想の検討及び策定を行っていただくこととなります。

参考：「国土の管理構想」ポータルサイト

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html

管理構想の概要（入門編研修（令和7年10月17日（金））のアーカイブ

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_fr3_000068.html

2. 伴走支援の内容

（1）実施内容

具体的には以下を想定していますが、自治体の希望も踏まえ決定します。

- ・管理構想の検討への参画、アドバイス
- ・他地域における取組に関する資料や情報等の提供
- ・現地ワークショップへの参加、運営支援
- ・有識者アドバイザー派遣 等

※ 現地ワークショップへの参加や有識者アドバイザーの派遣等については、国土管理企画室の当年度予算の範囲となります。

（2）実施期間

実施期間は、採択通知の日から令和8年度末までの1年間を基本とします。

※なお、次年度も伴走支援を希望する場合は、令和9年3月10日（水）までに「継続希望書」を国土政策局総合計画課国土管理企画室に提出するものとし、国土交通省において内容及び支援体制等の審査を行った結果、継続支援の必要性が認められる場合、延長を認めます。継続支援の期間は、1年度単位とし、原則として最長2年間まで継続できるもの（支援期間は最長延べ3年間）とします。※令和7年度以前から継続して伴走支援を行っている自治体については、令和8年度より上記によるものとします。

（3）成果の取扱

伴走支援先の自治体におかれましては、年度末に、当該年度における取組状況を取りまとめた報告書（任意様式、A4判2枚程度）を提出いただきます。報告内容につきましては、実施した取組の概要や成果、課題等を簡潔に整理したものとしてください。

伴走支援により得られた成果や情報については、今後、管理構想の策定に取り組む自治体の参考となるよう、普及のための資料や講演、ホームページ等において幅広く活用していく予定であることをご了承ください。（個人情報に関わる部分等を除くとともに、内容等について必要に応じ採択自治体との調整を行います。）

3. 対象となる市町村・地域

以下の①～②の要件を全て満たす市町村・地域を想定します。

- ① 人口減少・高齢化の進展により、国土の管理水準の低下やそれによる悪影響の発生等が課題となる地域（集落等）を有すること。
- ② 管理構想策定に取り組む意欲があること。

4. 伴走支援の応募主体

応募主体は、都道府県管理構想については都道府県、市町村管理構想及び地域管理構想については原則、市町村※とします。

※地域管理構想は、策定主体が地域となりますが、地域との調整や検討におけるサポートを市町村が行うことを前提とするためです。

※地域関係者が本公募への応募を希望される場合は、市町村に御相談いただけますと幸いです。市町村の担当部局・課が不明な場合は、国土管理企画室へ御相談ください。

5. 応募受付期間・提出書類等

（1）応募受付期間、書類提出締切

応募受付期間：令和8年2月27日（金）～令和9年2月10日（水）

書類提出締切：令和9年2月10日（水）17:00 必着

ただし、2～3件程度/年の支援を想定し、応募・採択状況等により応募受付期間であっても当年度の応募を締め切る場合があります。

（2）提出書類

応募様式に必要事項を記載したものを提出ください。

※応募要領及び応募様式は国土交通省ホームページ「国土の管理構想」ポータルサイト
(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html)に掲載しています。

(3) 提出方法

(2) の書類について、(5) の提出先メールアドレスまで電子メールにより提出してください。
なお、受信を確認した場合、受信メールを送付いたします。受信メールが届かない場合は電話にて
ご確認ください。

(4) 御質問・御相談

伴走支援について、御質問や御相談がありましたら(5)の提出先の担当者までお気軽にご連絡
ください。

(5) 提出先

国土政策局総合計画課国土管理企画室 担当 湯浅、黒岩

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-8359（直通・平日9:30～18:00）

Mail：yuasa-k2ti@mlit.go.jp、kuroiwa-r2v2@mlit.go.jp、hqt-kanrikoso2@gxb.mlit.go.jp

6. 採択審査について

(1) 審査方法

6.(2)の「採択審査の考え方」に従って採択予定です。採択審査に当たり、必要に応じて、
応募内容についてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。

(2) 採択審査の考え方

以下の観点から採択審査を行います。

①形式審査

ア 対象が「3. 対象となる市町村・地域」に合致すること。

イ 応募内容が自治体や地域において管理構想の策定を目指すものであること。

ウ 応募書類に必要事項が記載されていること。

②内容審査

| 項目 | 評価の観点 |
|------|--|
| 取組内容 | ・対象となる自治体・地域の現状や課題を把握しているか。 ・管理構想の策定及び検討を通じて、その成果が他の自治体の参考になる ことが期待できるか。 |
| 検討体制 | ・(都道府県管理構想) 管理構想の検討に当たり、都道府県内関係部局や関 連する市町村・地域団体等と、効果的な連携や協力体制構築の見込みが あるか。 ・(市町村管理構想/地域管理構想) 管理構想の検討に当たり、市町村関係 部局や関連する地域団体等と、効果的な連携や協力体制構築の見込みが あるか。 |

(3) 採択結果の通知

採択の結果については、応募後1か月程度を目途に採択した自治体・地域に書面により通知するとともに、国土交通省ホームページにおいて公表します。

7. その他留意点について

- ・ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ・ 採択後、支援を行う事業内容について調整を求める場合があります。また、支援開始後に、やむを得ない事情により事業内容を変更しようとする場合は、余裕を持って国土管理企画室にご相談ください。
- ・ 取組実施により生じた写真や資料等を国土管理企画室が利用する場合があります。
- ・ 取組実施者には、取組実施中及び実施後に、取組内容及びその後の取組状況に関する調査・アンケート・ヒアリング等への協力を求めることがあります。